



迷惑メールは法律違反

● 広告宣伝メールの送信は法律で規制されています

平成14年（2002年）4月に広告宣伝メール送信のルールを定めた「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（以下、「特定電子メール法」といいます。）が成立し、同年7月1日から施行されました。

その後、メール送信手法の悪質化および巧妙化が進んだことから、平成17年5月（同年11月1日施行）と平成20年6月（同年12月1日施行）に法律の改正が行われ、平成20年の改正では、広告宣伝メールは、原則としてあらかじめ同意した者に対してのみ送信が認められることとなっています。

同意を得て広告宣伝メールを送信する場合でも、次の表示が義務づけられています。（右ページの図を参照してください）

- ① メール本文に、送信者などの氏名又は名称
- ② メール本文に、受信拒否の通知を受けるための電子メールアドレス又はURL
- ③ 受信拒否の通知先の直前又は直後に、受信拒否の通知ができる旨
- ④ 任意の場所に、送信者などの住所
- ⑤ 任意の場所に、苦情・問合せなどを受け付けることができる電話番号・電子メールアドレス又はURL

また、送信者情報を偽って送信することは禁止されています。
詳しい法律のポイントについては以下の資料をご覧ください。



特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
のポイント

— 広告宣伝メールに係るオプトイン方式の規制
などについて —



送信者情報(送信に用いた電子メールアドレス、IPアドレス、ドメイン名)を偽って送信することは禁止されています。

✓ **送信者など(※1)の氏名または名称**

✓ **受信拒否の通知ができる旨**
受信拒否の通知先の直前または直後に表示する必要があります。送信に用いられた電子メールあてに送信することで通知できる場合は、その旨を電子メールの中の受信者が容易に認識できる場所に表示する必要があります。

✓ **受信拒否の通知を受けるための電子メールアドレスまたはURL(※2)**
URLとする場合は、リンク先において、受信拒否に必要な情報が明確かつ平易に提供され、受信拒否の通知が容易に行うことができるよう、必要な措置が講じられている必要があります。

特定商取引法上の販売業者などと送信者などが異なる場合

✓ 販売業者などの氏名または名称
✓ 相手方が電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するための電子メールアドレスまたはURL(※2)

特定商取引法に基づくその他の表示事項はリンク先での表示とすることも可能です。

✓ **送信者などの住所**
✓ 苦情・問合せなどを受け付けることができる電話番号、電子メールアドレス、URL(※2)
リンク先での表示とすることも可能です。その場合は、表示場所を示す情報を電子メールの中に表示する必要があります。

- ※1 電子メールの送信を委託している場合は、送信者または委託者のうち送信に責任を有するもの
- ※2 ハイパーリンクとすることも可能

★表示義務には一定の例外があります(例えば、受信拒否の対象とならない広告宣伝メールにおいては、受信拒否の通知ができる旨や受信拒否の通知先を表示する必要がないなど)。

もっと知りたい 詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/m_mail.html